

令和4・5年度八戸市建設工事

競争入札参加資格審査申請要領

【定期審査用】

(受付期間：令和4年2月1日～令和4年2月28日)

(郵送の場合は令和4年2月18日消印有効)

(認定有効期間：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

八戸市

令和3年12月

目 次

第1	八戸市建設工事競争入札参加資格審査の概要	1
1	概要	1
2	令和4・5年度資格審査における主な変更点	1
(1)	申請書類（市指定様式）のExcelデータでの提出について（※全業者対象）	1
(2)	申請書類の提出方法について（※全業者対象）	2
(3)	主観的評価項目の加点要件見直しについて（※市内業者対象）	2
3	用語の定義	2
4	申請者の要件	3
5	手続きの流れ及び審査結果の公表	4
6	競争入札参加資格の有効期間	4
7	申請できる工事種別	5
8	申請書類等の受付期間及び提出方法	5
9	申請書類等提出時の注意事項	6
10	申請書類等提出後の変更等	7
11	その他の注意事項	7
第2	申請書類等の作成要領	8
1	申請書類（市指定様式）のダウンロード	8
2	提出書類一覧	8
3	資格審査の基準日	9
4	申請書類等の記載方法及び添付書類	9
	【市内・市外業者共通の提出書類】	
(1)	八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト	9
(2)	競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（工事第1号様式）	9
(3)	委任状（工事第2号様式）	10
(4)	登記事項証明書又は身分証明書	10
(5)	印鑑証明書	10
(6)	使用印鑑届（工事第3号様式）	10

(7) 総合評価値通知書.....	10
(8) 納税証明書.....	11
(9) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類.....	12
(10) 誓約書（工事第5号様式）.....	13
(11) 営業所一覧表（工事第6号様式）.....	13
(12) 工事経歴書（工事第7号様式）.....	13
(13) 口座振替受領申出票.....	13

【市内業者のみ提出書類】

(14) 事業協同組合特例計算に関する書類.....	13
(15) 技術職員一覧表（建設工事）（工事第8号様式）.....	14
(16) 資格保有者調書（工事第9号様式）.....	14
(17) 資本関係・人的関係に関する調書（工事第10号様式）.....	14
(18) 専門工事に係る技術資料提出書（工事第11号様式）.....	14
(19) 主観的評価項目申告書（工事第12号様式）.....	16

5 主観的評価項目申告書の記載方法及び添付書類（※市内業者のみ対象）..... 17

(1) 主観的評価項目一覧.....	17
(2) 主観的評価項目申告書の記載方法及び添付書類.....	17
① エコアクション21認証取得状況に関する事項.....	17
② 除雪業務（市内の市道等）の請負受託実績に関する事項.....	18
③ 工事成績評定点に関する事項.....	18
④ 災害対応協力業者に関する事項.....	18
⑤ 障がい者の雇用に関する事項.....	18
⑥ 継続教育に係る学習プログラムの受講に関する事項.....	18
⑦ 新規学卒者の雇用に関する事項.....	19
⑧ 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項.....	19
⑨ 更生保護協力雇用主の登録に関する事項.....	20

第3 よくある質問..... 21

第1 八戸市建設工事競争入札参加資格審査の概要

1 概要

建設工事の競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）には、2年に1回の定期的資格審査（以下「定期審査」という。）と、当該定期審査と次期定期審査を行う年の中間の年に行う中間の資格審査（以下「中間審査」という。）があります。

審査区分	審査対象者
定期審査	① 既に八戸市競争入札参加資格者名簿に登載されている全ての者（更新） ② 新たに資格審査を受けようとする者
中間審査	① 既に八戸市競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、 <u>八戸市内に本店を有する者の資格の再審査</u> ② 既に八戸市競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、資格（認定されている工事種別以外の新たな工事種別）の追加 ③ 新たに資格審査を受けようとする者

今回の令和4・5年度八戸市建設工事競争入札参加資格審査は定期審査にあたります。

資格審査を受けようとする者は、以下に定めるところにより、申請の受付期間内に資格審査の申請を行ってください。

- ① 八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号）
- ② 八戸市建設工事等の競争入札参加者資格審査実施要綱（平成14年1月1日実施）
- ③ 令和4・5年度八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請要領

2 令和4・5年度資格審査における主な変更点

主な変更点は次のとおりです。

(1) 申請書類（市指定様式）のExcelデータでの提出について（※全業者対象）

申請書類（市指定様式）の提出については、紙媒体での提出と併せて下記Eメールアドレスに電子データ（Excelファイル形式）での提出をお願いいたします。

提出用Eメールアドレス：shinsa_kouji@city.hachinohe.aomori.jp

【提出対象様式】

ホームページに掲載している「令和4・5年度八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類（市指定様式）」をご提出ください。上記の市指定様式以外の添付書類（登記事項証明書、印鑑証明書等）の電子データは提出不要です。

【電子データの提出時期】

紙媒体の申請書を提出後、速やかにご提出ください。

なお、提出いただいた紙媒体の申請書に不備等があった場合、電子データの差替えをお願いする場合がございます。

(2) 申請書類の提出方法について（※全業者対象）

前回の定期審査（令和2年2月実施）では市内業者は窓口を持参、市外業者は窓口を持参又は郵送としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則郵送でご提出ください。

(3) 主観的評価項目の加点要件見直しについて（※市内業者対象）

①障がい者雇用について

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率等が改正されたことに伴い評価基準を見直します。

【改正内容】

障害者雇用率・・・2.2%以上から2.3%以上に引き上げ

障害者雇用状況の報告義務対象・・・従業員数45.5名以上の企業から43.5名以上の企業に拡大

【見直し後の加点要件】

次のいずれかに該当するものについて、5点加点します。

- ア 障がい者の雇用状況を公共職業安定所に報告する義務がある事業所（従業員43.5人以上）
で、資格審査基準日の直近の報告において法定雇用率（2.3%）を達成しているもの
- イ 障がい者の雇用状況を公共職業安定所に報告する義務がない事業所（従業員43.5人未満）
で、資格審査基準日において障がい者を1名以上常時雇用しているもの

②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定について当該計画の策定義務対象者が改正されたことに伴い評価基準を見直します。

【改正内容】

策定義務対象者・・・常時雇用する労働者の数が301人以上の企業から101人以上の企業に拡大

【見直し後の加点要件】

次のいずれかに該当する者について、5点を加点します。

- ア 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者
- イ 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者
- ウ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者（一般事業主行動計画の計画期間が過ぎたものを除きます。）

3 用語の定義

- ① 市内業者：八戸市内に本店を有する建設業者です。
- ② 市外業者：市内業者以外の建設業者です。
- ③ 経営事項審査：建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査です。

- ④ 経営事項審査の総合評定値：経営事項審査を受けた後に、許可行政庁から通知される総合評定値（P）です。
- ⑤ 資格審査の基準日：令和4年2月1日です。

4 申請者の要件

次の(1)から(9)のいずれかに該当する方は、資格審査を申請することはできません。

また、競争入札参加資格認定後においても、この条件に該当すると認められるときは、競争入札参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 八戸市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 次のいずれかに該当すると認められる者であること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしている者
 - ウ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。以下同じ。）に当たり、その契約先が上記アからエまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる者で、警察当局より八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）の規定による排除措置要請（以下「排除措置要請」という。）を受け、当該状態が継続している者
 - カ 上記アからエまでのいずれかに該当する者を、下請契約の契約先としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市長が当該契約の解除を求め、これに従わなかった者で、警察当局より排除措置要請を受け、当該状況が継続している者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者

- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (8) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（総合評定値通知書に記載されている審査基準日が令和2年7月31日から資格審査の申請日までの間のものに限る。）を受けていない者
- (9) 希望する工事種別に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の通知書（総合評定値通知書）に記載されている総合評定値又は直前2若しくは3事業年度における年間平均完成工事高がない者

5 手続きの流れ及び審査結果の公表

12月中旬に「令和4・5年度建設工事競争入札参加資格審査申請要領」等を八戸市ホームページで公表します。

申請する方は、

- ①八戸市ホームページから「申請要領」、「申請書類（市指定様式）」をダウンロード
「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「競争入札参加資格審査申請受付」
→「建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」
- ②申請できる要件（3ページ「4 申請者の要件」を参照）を満たしていることを確認
- ③申請書類（市指定様式及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の作成・準備
- ④申請受付期間中（5ページ「8 申請書類等の受付期間及び提出方法」を参照）に申請書類等を八戸市契約検査課へ提出
- ⑤入力した申請書類（市指定様式）のExcelデータをEメールで提出

の順に手続きを進めてください。

提出された書類をもとに審査し、競争入札参加資格があると認められる者については、その名称並びに認定した工事種別及び等級（土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事に限る。）を競争入札参加資格者名簿に登載するとともに、令和4年5月下旬に八戸市ホームページにその名簿を公表します。

等級格付けを実施している5工種（土木工事・建築工事・電気工事・管工事・舗装工事）の各等級における総合評定値（客観点数＋主観点数）の基準については、今回の資格審査の状況を踏まえながら、各等級の発注予定件数や業者数のバランス等を考慮の上、総合的に勘案、調整し公表します。（令和3年9月3日付け「令和4・5年度（定期年）建設工事における競争入札参加者資格審査基準及び格付基準の改正方針について（お知らせ）」を参照）

6 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの2年間です。

ただし、八戸市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、市内業者は令和5年2月頃（予定）に中間審査（再審査）があります。

7 申請できる工事種別

(1) 工事種別は下表29業種とし、希望できる工事種別は10業種を上限とします。

略称	工事種別	許可建設業	略称	工事種別	許可建設業
01 土木	土木工事	土木工事業	16 ガラ	ガラス工事	ガラス工事業
02 建築	建築工事	建築工事業	17 塗装	塗装工事	塗装工事業
03 大工	大工工事	大工工事業	18 防水	防水工事	防水工事業
04 左官	左官工事	左官工事業	19 内装	内装仕上工事	内装仕上工事業
05 とび	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	20 機械	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
06 石	石工事	石工事業	21 熱	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
07 屋根	屋根工事	屋根工事業	22 通信	電気通信工事	電気通信工事業
08 電気	電気工事	電気工事業	23 造園	造園工事	造園工事業
09 管	管工事	管工事業	24 さく	さく井工事	さく井工事業
10 タイ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	25 建具	建具工事	建具工事業
11 鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	26 水道	水道施設工事	水道施設工事業
12 鉄筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	27 消防	消防施設工事	消防施設工事業
13 舗装	舗装工事	舗装工事業	28 清掃	清掃施設工事	清掃施設工事業
14 しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	29 解体	解体工事	解体工事業
15 板金	板金工事	板金工事業			

8 申請書類等の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間：令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

※郵送による提出のときは令和4年2月18日（金）消印有効とします。

(2) 受付時間：午前の部 午前8時30分から午前11時30分まで

午後の部 午後1時から午後4時30分まで

※受付時間に余裕を持ってお越しくださいますようお願いいたします。

(3) 提出方法：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則郵送でご提出ください。

（なお、持参による提出も可能です。）

※申請書類等の不足、記載事項に不備があるときは受理できませんのでご注意ください。

※申請書類等の不足、記載事項の不備などによる再提出期限は上記(1)の受付期間と同様としますので、受付期間に余裕を持って申請くださいますようお願いいたします。

※郵送による提出のときであって、申請書類等の受付票の交付を希望される方は、返送先の住所、商号（氏名）を記載した返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください。

(4) 提出場所：八戸市財政部契約検査課 工事契約グループ（八戸市庁別館4階）

9 申請書類等提出時の注意事項

- (1) 提出部数は、指定がある場合を除き、1部とします。
- (2) 記載した内容を訂正するときは、修正テープ等を使用しないでください。
- (3) 原本以外の「写し」による提出の場合は、鮮明な書類に限ります。
- (4) 八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類等チェックリストに記載された順序で申請書類等をそろえ、散逸しないようにA4判無色のクリアホルダにはさみ込んで提出してください。（クリップで綴じる必要はありません。）
- (5) 8(1)の受付期間内に申請書類等を提出できなかったときや、申請書類等の不足又は記載事項の不備などにより受理されなかったときは、令和5年度の受付（中間審査）まで申請することができませんので、申請書類等の提出にあたっては十分に注意してください。
- (6) 行政書士等が代理申請するときは、以下の事項にご注意ください。

① 競争入札参加資格審査申請書下部の「本申請書類等の問合せ窓口」欄に行政書士等の氏名、連絡先を記載するとともに、別途委任状を提出してください。

② 委任状について

行政書士等が代理申請を行うときは、資格審査申請者本人（委任者）から申請代理人（受任者）への委任状の提出が必要です。

委任状は次の条件を満たした書面（正本）を提出してください。（委任状の様式は、国土交通省の様式例を参照のこと。）

【委任状の条件】

- ・申請日から起算して3か月前の日までの間に作成された委任状であること。
- ・委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ・受任者が行政書士の場合、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ・委任者、受任者双方の氏名、住所が記載され、押印があること。

※委任者の印は、競争入札参加資格審査申請書の印（実印）と同じ印鑑を押印すること。

- (7) 申請書類（市指定様式）の提出については、紙媒体での提出と併せて下記Eメールアドレスに電子データ（Excelファイル形式）での提出をお願いいたします。

提出用Eメールアドレス： shinsa_kouji@city.hachinohe.aomori.jp

※電子データの提出は紙媒体の申請書を提出後、速やかにご提出ください。

なお、提出いただいた紙媒体の申請書に不備等があった場合、電子データの差替えをお願いする場合がございます。

10 申請書類等提出後の変更等

- (1) 市内業者に限り、8(1)の受付期間内に提出した総合評定値通知書の有効期間（当該経営事項審査の基準となった年月日から1年7か月）が満了する前に、更新後の新たな総合評定値通知書の写し（A4判）1部を提出（郵送可）してください。提出がないときは入札に参加できないことがあります。
- (2) 競争入札参加資格の有効期間内において、8(1)の受付期間内に提出した申請書類等の記載内容に変更があるときは、「競争入札参加資格審査申請書 記載事項変更届」及び必要書類を速やかに提出してください。

【変更届が必要な変更事項】

- ① 商号又は名称の変更（受任者の支店名等の変更を含む）
- ② 本店の所在地又は受任者の所在地の変更（電話番号又はファクシミリ番号の変更を含む）
- ③ 代表者の職氏名又は受任者の職氏名の変更
- ④ 申請書類等に捺印した印鑑の変更（実印又は使用印鑑）

※詳細は当市ホームページをご覧ください。

「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「各種書式（入札・契約）」
→「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」

- (3) 競争入札参加資格があると認められた後、合併・事業（営業）譲渡・会社分割が行われた場合、または、解散、廃業等により競争入札参加資格の取下げを行う場合は別途手続きが必要となりますので、八戸市契約検査課まで速やかに申し出てください。

11 その他の注意事項

- (1) 当市が実施する建設工事の競争入札は、原則、「電子入札」となります。

入札に参加を希望するときは、資格審査の申請書類等の提出のほか、別途、当市の電子入札システムへの利用者登録が必要となります。

※詳細は当市ホームページをご覧ください。

「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「電子入札」

※競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出したときは、電子入札システムの利用者登録内容の変更が必要になる場合がありますのでご注意ください。

- (2) 申請書類等に記載していただく代表者や職員氏名等の個人に関する情報は、当市の資格審査及び入札契約事務のために収集するものです。個人に関する個人情報を記載する書類にあたっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

資格審査に際し提出された申請書類等は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があったときは、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについて、開示対象となりますのでご了承ください。

第2 申請書類等の作成要領

1 申請書類（市指定様式）のダウンロード

八戸市ホームページから申請書類（市指定様式）をダウンロードできます。

「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「競争入札参加資格審査申請受付」
→「建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」

インターネットに接続できないなどの理由により、八戸市ホームページから申請書類（市指定様式）のダウンロードができないときは、契約検査課窓口に申請書類（市指定様式）を用意しておりますので、窓口までお越しください。

2 提出書類一覧

「●」印は必ず提出する書類、「△」印は該当するときのみ提出する書類となります。

書類 番号	提出書類		備考	提出区分	
				法人	個人
【市内・市外業者共通】(1)～(13)は、全ての資格審査申請者が提出する書類					
(1)	八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト			●	●
(2)	競争入札参加資格審査申請書（建設工事）		工事第1号様式 ※2部提出（うち1部は写し可）	●	●
(3)	委任状		工事第2号様式	△	△
(4)	登記事項証明書（写し可）		申請日の前3か月以内に発行された証明書	●	/
	身分証明書（写し可）		申請日の前3か月以内に発行された証明書		
(5)	印鑑証明書（写し可）		申請日の前3か月以内に発行された証明書	●	●
(6)	使用印鑑届		工事第3号様式	●	●
(7)	総合評定値通知書（写し可） ※市内業者のみ2部提出		審査基準日が令和2年7月31日から申請日までの間のもの	●	●
(8)	納税証明書	その3の3又はその3	申請日の前3か月以内に発行された証明書	●	/
		その3の2又はその3	申請日の前3か月以内に発行された証明書		
		八戸市税の滞納がないことの証明書	申請日の前3か月以内に発行された証明書	市内● 市外△	市内● 市外△
(9)	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類又は加入義務がないことの誓約書		工事第4号様式	△	△
(10)	誓約書		工事第5号様式	●	●
(11)	営業所一覧表		工事第6号様式	△	△
(12)	工事経歴書		工事第7号様式	●	●
(13)	口座振替受領申出票			△	△

書類 番号	提出書類	備考	提出区分	
			法人	個人
【市内業者のみ提出】(14)～(19)は市内に本店を有する建設業者が提出する書類				
(14)	事業協同組合特例計算に関する書類		△	
(15)	技術職員一覧表	工事第8号様式	●	●
(16)	資格保有者調書	工事第9号様式	△	△
(17)	資本関係・人的関係に関する調書	工事第10号様式	△	△
(18)	専門工事に係る技術資料提出書	工事第11号様式	△	△
(19)	主観的評価項目申告書	工事第12号様式	●	●

3 資格審査の基準日

資格審査の基準日は令和4年2月1日となります。

提出する申請書類等は、指定がある場合を除き、令和4年2月1日現在で作成してください。

4 申請書類等の記載方法及び添付書類

申請書類等のうち申請書類（市指定様式）は、別途掲載の「令和4・5年度八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類（様式）」（Excelファイル）にあります。

記載（入力）方法は当該ファイルの「提出書類の入力方法等について」のシートにありますので、確認のうえ入力・申請書類（市指定様式）を作成（印刷）し提出してください。

当エクセルファイルに入力できない環境等にあるときは、別途掲載の「令和4・5年度八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類（様式_手書き用）」（PDFファイル）を印刷し記入してください。

【市内・市外業者共通の提出書類】※提出書類一覧(1)～(13)

(1) 八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト

- ① 申請するにあたり、この申請要領を参照のうえ申請書類等を作成・準備し、提出前に当チェックリストにより確認を行ってください。
- ② 申請書類等を提出する際に、当チェックリストの「申請者確認欄」にチェック（レ点を記載）し、申請書類等の鑑として必ず添付してください。
- ③ 申請書類等の不足や記載事項に不備があるときは市側でチェックし、不足や不備の内容をご案内しますので、訂正又は補正し受付期間内に、当チェックリストとともに再提出してください。
※郵送により提出された申請書類等に不足や記載事項の不備があるときは、電話等によるご案内となりますので、当チェックリストの再提出は必要ありません。

(2) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（工事第1号様式）

- ① 建設工事の工事種別は、5ページの表に掲げる29業種とし、申請できる工事種別は10業種を上限とします。
- ② 総合評定値通知書に記載されている総合評定値（P）かつ直前2若しくは3事業年度における年間平均完成工事高があるときのみ申請できます。

(3) 委任状（工事第2号様式）

- ① 支店等に入札、見積、契約等の権限を委任するときは提出してください。
- ② 受任者が複数人（委任事項によって受任者を分ける）のときは、受任者ごとに当委任状を作成してください。

(4) 登記事項証明書（写し可）又は身分証明書（写し可）（※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効）

区分	必要書類	証明書請求先
法人	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	所轄の法務局
個人	身分証明書（運転免許証等ではなく「身分証明書」という名称の証明書）	本籍地の市区町村

(5) 印鑑証明書（写し可）（※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効）

区分	必要書類	証明書請求先
法人	印鑑証明書	所轄の法務局
個人	印鑑登録証明書	住民登録地の市区町村

(6) 使用印鑑届（工事第3号様式）

- ① 入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑（代表者印）を押印のうえ提出してください。
- ② 入札、契約等の権限を支店等に委任するときは、使用印欄には委任状の受任者の印と同じ印鑑を押印してください。
- ③ 受任者が複数人（委任事項によって受任者を分ける）のときは、受任者ごとに当使用印鑑届を作成してください。
- ④ 使用印鑑届に押印した印鑑以外は、入札書、見積書、契約書、請求書等に使用しないでください。

(7) 総合評定値通知書（写し可）

- ① 申請日現在において最新であり、かつ、総合評定値通知書に記載されている審査基準日が令和2年7月31日から申請日までの間のものを提出してください。

※総合評定値通知書は、経営事項審査の基準となった年月日から1年7か月以上経過しているときは無効です。

- ② 市内業者は2部、市外業者は1部提出してください。

(8) 納税証明書（写し可）（※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効）

区分	税目	必要書類	証明書請求先
法人	法人税、消費税及び地方消費税	未納税額のないことの証明書 （納税証明書「その3の3」又は「その3」） ※「その3」を使用する場合は、左記の税目を指定してください。	本店所在地 所轄の税務署
	法人市民税、固定資産税、軽自動車税	八戸市税の滞納がないことの証明書	八戸市資産税課
個人	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税	未納税額のないことの証明書 （納税証明書「その3の2」又は「その3」） ※「その3」を使用する場合は、左記の税目を指定してください。	本店所在地 所轄の税務署
	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	八戸市税の滞納がないことの証明書	八戸市資産税課

① 「未納税額のないことの証明」（国税）について

ア 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、また、当該年度の納付すべき税額の有無にかかわらず提出してください。

イ 納税証明書はインターネットによるオンライン請求が可能です。

詳しい請求方法についてはe-taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

ウ 電子納税証明書で提出する場合は、データの入ったメディア（USBメモリ、CD-R等）とプリントアウトした納税証明書データシートの両方を提出してください。

エ 新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納税猶予や換価猶予を受けており、納税証明書（その3の3・その3の2）の交付を受けられない場合は、下表の書類をすべて提出してください。

必要書類	必要な記載内容
納税の猶予許可通知書（写し可）または換価の猶予許可通知書（写し可）	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税・消費税及び地方消費税（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）のうちいずれか1つ以上の納税猶予または換価猶予を受けていることがわかるもの。
平成30年度以降の各年度の法人税・消費税及び地方消費税（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その1）（写し可）（申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効）	新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている税額を除き、未納税額がないことがわかるもの。

② 八戸市の「市税の滞納がないことの証明」について

ア 証明窓口は、資産税課（市庁別館3階）、南郷事務所、市内各市民サービスセンターです。

イ 証明窓口に提出する「税証明交付申請書」には「市税の滞納がないことの証明」欄にチェックを入れて申請してください。

ウ 代理人が申請するときは、本店（個人の場合は本人）から申請者（窓口に来る方）への委任状が必

要です。

エ 委任状の印と申請書の印は実印を使用してください。

オ 窓口に来る方の本人確認を行っております。運転免許証、パスポート、個人番号カード等、本人確認ができるものをお持ちください。

カ 市税の納付から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）は、事務処理の都合上、納付の事実を確認できないことがあり、市税に滞納がないことの証明書を交付できないことがあります。このため、市税の納付から10日以内に証明書の交付を希望される方は、納付の事実が確認できる書類（領収書又は口座引き落としが確認できる通帳（写し可））をご用意のうえ、証明書の交付を申請してください。

キ 八戸市内に支店等がある場合であって、当市に法人開設届出書を提出している市外業者は、「八戸市税の滞納がないことの証明書」を提出してください。

ク 新型コロナウイルス感染症の影響により市税の徴収猶予を受けており、市税の滞納がないことの証明書の交付を受けられない場合は、当該徴収猶予に係る「徴収猶予許可通知書（写し可）」を提出してください。

当市の調査により、徴収猶予を受けている税額以外に市税の滞納がないことの確認が取れた場合は、市税の滞納がないことの証明書の提出に代えることができます。

(9) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

- ① 令和4年2月1日現在において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが申請の要件となります。（加入義務がない者は除きます。）
- ② 総合評定値通知書の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」又は「除外」の表示があるときは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類は提出不要です。
- ③ 総合評定値通知書の「その他の審査項目」の該当箇所に「無」の表示があるときは、次表の確認書類を提出してください。

区分	確認書類	
	加入義務がある場合	加入義務がない場合
雇用保険 【加入対象者】 ※労働者が1人でも 雇用される事業所	<ul style="list-style-type: none">・「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の写し・保険料の領収書の写し（申請日現在最新のものを1枚）※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託しているときは、事務組合発行の保険料納入通知書及び領収書の写しを提出 【最近加入した方】 <ul style="list-style-type: none">・「雇用保険適用事業所設置届」の事業主控えの写し	<ul style="list-style-type: none">・「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書」（工事第4号様式）

区分	確認書類	
	加入義務がある場合	加入義務がない場合
健康保険 及び 厚生年金保険 【加入対象者】 ※法人の事業所又は 常時5人以上の従業員 を使用する個人の 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等発行の保険料の領収書の写し (申請日の前3か月以内のものを1枚) ※健康保険組合に加入しているときは、健康保険組合の保険料の領収書の写し及び厚生年金保険の保険料の領収書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書」(工事第4号様式)
	【最近加入した方】 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」の事業主控えの写し 	

(10) 誓約書(工事第5号様式)

内容を確認し、本店所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載・押印(実印)のうえ提出してください。

(11) 営業所一覧表(工事第6号様式)

- ① 常時契約を締結する支店等があるときはその名称及び連絡先を記載してください。
支店等がないとき(本店のみのとき)は提出不要です。
- ② 市外業者であって、八戸市内に支店等を有するときは、必ず記載してください。また、当市に法人開設届出書を提出しているときは、上記(8)の「八戸市税の滞納がないことの証明書」を必ず添付してください。
- ③ 中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば、独自様式により作成されたものであっても提出可とします。

(12) 工事経歴書(工事第7号様式)

- ① 令和4年2月1日の直前2若しくは3事業年度における主な完成工事及び着手済の未完成工事であって、経営事項審査時に使用したものを提出してください。
- ② 中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば、独自様式により作成されたものであっても提出可とします。

(13) 口座振替受領申出票

- ① 当市に登録のある振込口座(前払金用、完成払用)の登録内容に変更があるときは提出してください。
- ② 物品の購入等又は測量・建設コンサルタント等業務で既に提出している方は提出不要です。
※現在の振込口座の登録内容の確認については、当市出納室(0178-43-2111 内線5814)へ直接問合せください。

【市内業者のみ提出書類】※提出書類一覧(14)～(19)

(14) 事業協同組合特例計算に関する書類(※市内業者のみ提出)

事業協同組合(官公需適格組合)で特例計算を希望するときは、「八戸市事業協同組合に係る競

争入札参加者資格審査の特例実施要領」に規定する書類を提出してください。

(15) 技術職員一覧表（工事第8号様式）（※市内業者のみ提出）

- ① 令和4年2月1日現在で所属する職員が保有する資格について記載してください。
- ② 土木工事、建築工事に関係する国家資格及び舗装施工管理技術者については、資格証明書（写し）及び常勤雇用が確認できる書類（健康保険証等の写し）を添付してください。有資格者数により等級格付けを行います。

※上記証明書等は、土木工事、建築工事、舗装工事について登録を希望するときのみ添付してください。

※実務経験による技術職員の場合は、資格名に「実務経験」と記載してください。（実務経験証明書等は添付不要です。）

※上記証明書等は、記載した技術職員の順に資格証明書及び常勤雇用が確認できる書類をそろえて提出してください。

例) ①Aさんの資格証明書、保険証→②Bさんの資格証明書、保険証→③Cさんの……の順

※健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号、保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。標準報酬決定通知書の写しを添付する場合は、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）してください。

※一覧表が複数枚になるときは、合計欄にそのページの小計を記載してください。また、1つの業種について、同一人が1級相当の資格と2級相当の資格の両方を有しているときは、上位等級（1級相当）の資格について「1」と記載、集計してください。

(16) 資格保有者調書（工事第9号様式）（市内業者のみ提出）

- ① 市発注工事の参考とするため、令和4年2月1日現在で所属する職員のうち、「解体工事施工技士」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を保有する常勤雇用の職員の氏名等を記載してください。
- ② 保有する資格が確認できる資格証明書（写し）及び常勤雇用が確認できる書類（健康保険証等の写し）を添付してください。（「技術職員一覧表」（工事第8号様式）に記載した職員と同一人のときは、常勤雇用が確認できる書類は提出不要です。）

※健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号、保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。標準報酬決定通知書の写しを添付する場合は、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）してください。

(17) 資本関係・人的関係に関する調書（工事第10号様式）（※市内業者のみ提出）

会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社に該当するとき、または役員^の兼務があるときは提出してください。

(18) 専門工事に係る技術資料提出書（工事第11号様式）（※市内業者のみ提出）

当市では、専門工事（特殊かつ専門的な技術や経験等が必要と考えられる工事）について、予

め、参加資格者の専門的な技術や経験等と専門工事への入札参加希望を確認した上で、入札参加者を選定しますので、専門工事への入札参加を希望する方は、当技術資料提出書を提出してください。

なお、技術資料を提出しても、専門工事の入札参加者として選定されない場合がありますので、予めご了承ください。

① 技術資料提出書の提出が必要な専門工事

ア 舗装工事のうち「アスファルト舗装工事(機械施工)」

イ 土木工事のうち「下水道管渠推進工事」

② 技術資料の提出要件

技術資料を提出することができる方は、次の要件を満たすものとします。

ア 「アスファルト舗装工事(機械施工)」

平成24年度以降において、公共工事のアスファルト道路舗装工事（機械施工）を元請又は一次下請にて施工した実績を有すること。

【施工実績要件】

i) 国道、県道、市町村道又はそれに準ずる道路のアスファルト舗装工事（機械施工）の施工実績であること。

ii) CORINS（工事実績情報サービス）の竣工時工事カルテにより、工事種別がアスファルト舗装工事（機械施工）であると確認できること。又は、設計図書の工事概要等により、主たる工事内容がアスファルト舗装工事（機械施工）であると確認できること。

iii) 下水道工事や側溝工事等における付帯工事としての道路復旧工事は、アスファルト舗装工事の施工実績として認めない。

イ 「下水道管渠推進工事」

平成24年度以降において、公共工事の下水道管渠推進工事を元請又は一次下請にて施工した実績を有すること。

※一次下請としての実績は、当該専門工事部分（アスファルト舗装工事（機械施工）・下水道管渠推進工事）を請け負ったことが要件となります。

③ 当技術資料提出書は専門工事ごとに作成してください。

④ 「担当者名」欄は、記載内容を説明できる方の氏名等を記載してください。

⑤ 「施工実績」欄は、当市からの元請として請け負った施工実績を優先して記載して下さい。

「請負代金額」欄は、消費税及び地方消費税の額を含めた最終請負代金額を記載してください。

「受注形態」欄は、該当する受注形態を選択してください。なお、共同企業体受注のときは、自己の出資比率を記載してください。

⑥ 当市から元請として請け負った施工実績以外の施工実績を記載したときは、次のいずれかの書類を添付してください。（当市からの元請のときは、添付資料は提出不要です。）

ア CORINSの竣工時工事カルテの写し（当該書類で施工実績を確認できないときは、設計図書の写し等の施工実績を確認することができる書類も添付してください。）

イ 発注者が施工実績を証明する書類

ウ 工事請負契約書の写しのほか、設計図書の写し等施工実績を確認することができる書類

※添付書類の優先度は、ア>イ>ウとなります。

⑦ 提出された書類は、専門工事への入札参加の希望を確認するためのものです。

技術資料提出書を提出しない又は提出要件を満たさないことによる建設工事（工事種別）の資格審査や認定に影響はありません。

⑧ 専門工事（アスファルト舗装工事（機械施工）及び下水道管渠推進工事）の審査結果に関して、通知等を行いません。

(19) 主観的評価項目申告書（工事第12号様式）（※市内業者のみ提出）

① 該当する事項について、添付書類を併せて提出してください。

② 該当する事項がない場合でも、必ず当該申告書を提出してください。

※詳細は17ページ「5 主観的評価項目申告書の記載方法及び添付書類（※市内業者のみ対象）」を参照してください。

5 主観的評価項目申告書の記載方法及び添付書類（※市内業者のみ対象）

(1) 主観的評価項目一覧

	評価項目	主観的数値
①	エコアクション21認証取得状況	5点
②	除雪業務の請負実績	20点
③	工事成績評定点	△15点～15点
④	災害対応協力業者	「災害時における支援協力に関する協定」又は「大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」を締結した団体の会員は5点
⑤	障がい者の雇用	障がい者の雇用状況を報告する義務があり、障がい者雇用率を達しているもの又は、障がい者の雇用状況を報告する義務はないが障がい者を雇用しているものは5点
⑥	継続教育に係る学習プログラムの受講	土木CPDS、建築CPD、造園CPDそれぞれの職員の取得ユニットの合計又は職員の取得単位の合計に応じて1点～10点
⑦	新規学卒者の雇用	1人につき5点 (上限2人)
⑧	働き方改革等推進企業の認証等	下記のいずれかに該当する者は5点 ア あおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 イ 青森県健康経営認定制度に基づき、認定を受けている者 ウ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者（一般事業主行動計画の計画期間が過ぎたものを除く。）
⑨	更生保護協力雇用主の登録	協力雇用主として青森保護観察所に登録している者は5点

(2) 主観的評価項目申告書の記載方法及び添付書類

下記①から⑨の主観的評価項目の該当の有無を記載してください。

該当する項目は「有」をチェックするとともに、一部を除き事実を確認できる書類を添付してください。該当する項目がないときは、「無」をチェックしてください。

すべての項目が「無」であっても、当該申告書を提出してください。

① エコアクション21認証取得状況に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在において、一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証・登録を受け、有効期間内であること

提出書類：「一般財団法人持続性推進機構から交付された登録証の写し」を提出してください。

(別途提出された総合評定値通知書で、ISO14001の登録の有無の項目が「有」の場合には評価しませんので提出不要です。)

② 除雪業務（市内の市道等）の請負実績に関する事項

審査基準：令和3年度において、次のいずれかに該当する者。

- ア 市から市道又はそれに準ずる道路の除雪業務の請負をしている者
- イ 市に対し市道又はそれに準ずる道路の除雪のための車両等を貸与している者
- ウ 国又は青森県から市内の国道又は県道の除雪業務の請負をしている者
- エ 上記ア又はウに掲げる者から当該業務の一部の請負をしている者

提出書類：当市から受託（元請）しているときは、提出書類はありません。

当市以外から受託しているときは、「除雪業務の契約書等の写し」又は「発注者が施工実績を証明する書類」を提出してください。

③ 工事成績評定点に関する事項

審査基準：令和3年度及び令和2年度に完成検査が終了した工事がある場合の工事完成検査結果（成績評定）通知書に記載された工事種別ごとの成績評定点の平均値

提出書類：提出書類はありません。

④ 災害対応協力業者に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在において、「災害時における支援協力に関する協定」又は「大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」を締結した団体の会員であるとき

提出書類：提出書類はありません。

⑤ 障がい者の雇用に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在において、次のいずれかに該当するもの

- ア 障がい者の雇用状況を公共職業安定所に報告する義務がある事業所（従業員43.5人以上）で、令和4年2月1日の直近の報告において法定雇用率（2.3%）を達成しているもの
- イ 障がい者の雇用状況を公共職業安定所に報告する義務がない事業所で、令和4年2月1日において障がい者を1名以上常時雇用しているもの

提出書類：ア「令和4年2月1日の直近の障害者雇用状況報告書の写し」を提出してください。

イ「障がいの内容が確認できる書類（身体障害者手帳等の写し）」及び「常勤雇用が確認できる書類（健康保険証等の写し）」を1名分提出してください。

※健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号、保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。標準報酬決定通知書の写しを添付する場合は、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）してください。

※身体障害者手帳に記載されている障害名はマスキング（黒塗り）してください。

⑥ 継続教育に係る学習プログラムの受講に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在で所属する職員が、平成29年2月1日から令和4年1月31日

までの間に次に掲げる継続教育に係る学習プログラムを受講した場合の職員の取得ユニットの合計又は職員の取得単位の合計

- ア 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会（土木工事）
- イ 公益社団法人日本建築士会連合会又は建築CPD運営会議（建築工事）
- ウ 公益社団法人日本造園学会（造園工事）

提出書類：アからウのそれぞれが発行する「取得単位数等の証明書」を提出してください。

※取得単位数等の証明書は、加点上限単位数分までで提出可とします。

⑦ 新規学卒者の雇用に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在で所属する職員のうち、平成31年2月1日から令和4年1月31日までに卒業又は修了した者を常時雇用しているもの（上限2人）

提出書類：「卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写し」及び「常勤雇用が確認できる書類（健康保険証等の写し）」を提出してください。

※健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号、保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。標準報酬決定通知書の写しを添付する場合は、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）してください。

※新規学卒者の範囲

- ・学校教育法に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部又は高等部に限る。）、大学（大学院、短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校を卒業した者
- ・職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程を修了した者（在職者訓練を受けた者を除く。）

※雇用前に前職がある場合も新規学卒者とみなします。

⑧ 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在において次のいずれかに該当する者

- ア 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者
- イ 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者
- ウ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者（一般事業主行動計画の計画期間が過ぎたものを除く。）

提出書類：ア及びイは「認定証等の写し」を提出してください。

ウは「労働局の受付印がある一般事業主行動計画の写し」を提出してください。

⑨ 更生保護協力雇用主の登録に関する事項

審査基準：令和4年2月1日現在において、刑務所出所者等の改善更生に協力する協力雇用主として青森保護観察所に登録している者

提出書類：青森保護観察所が発行する「協力雇用主登録証明書」を提出してください。

※登録証明書は、別途八戸市ホームページに掲載している「協力雇用主登録証明書」を使用し、青森保護観察所に証明書の交付を依頼してください。

※青森保護観察所からの証明書は、令和4年2月1日から令和4年2月28日までの間に発行されたものに限ります。

第3 よくある質問

Q-1 申請書類（市指定様式）の記入に使用する筆記具の指定はありますか。

A-1 鉛筆や消えるペン等の容易に内容を修正できる筆記具は使用しないでください。
また、記載内容を訂正する際に、修正液、修正テープ等は使用しないでください。
（訂正する際は、訂正箇所を二重線で抹消し、実印で訂正印を押印してください。）

Q-2 申請書類（市指定様式）の電子データ（Excel ファイル）の提出は必要ですか。

A-2 申請書類（市指定様式）は紙媒体での提出に併せて、電子データ（Excel ファイル）を
Eメールでご提出ください。
提出用Eメールアドレス： shinsa_kouji@city.hachinohe.aomori.jp

Q-3 実績がない工事種別の競争入札の参加を希望することはできますか。

A-3 申請日現在で最新の総合評定値通知書に総合評定値（P）かつ直前2若しくは3事業年度における年間平均完成工事高が記載されている工事種別のみ参加を希望できます。（技術職員数が0人であっても希望可能です。）

総合評定値（P）が「0」の工事種別や年間平均完成工事高が「0円」で総合評定値（P）のみ記載されているとき、或いは総合評定値（P）及び年間平均完成工事高がともに「0」のとき、は、競争入札の参加を希望することはできません。

Q-4 建設業の許可指令書の提出は必要ですか。

A-4 提出不要です。

Q-5 証明書類（登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書等）について、写しの提出でいいですか。

A-5 鮮明なものに限り、写しの提出を認めます。ただし、証明日が申請書類等の提出日（申請日）の前3か月以内に発行された証明書に限ります。

Q-6 「営業所一覧表」に記入する支店等はどのようなものですか。

A-6 常時契約を締結する支店等（本店を除く。）を記載してください。

常時契約を締結する支店等とは、建設工事に関する契約の見積、入札、契約締結等、建設工事に関する契約の締結に係る実体的な行為を行う支店等をいいます。

次のような支店等は「常時契約を締結する」支店等には含みません。

○単なる事務連絡のために置かれている営業所（名称が支店・支社であっても含みません。）

○他に兼業（測量・建設コンサルタント等業務等）を営んでいる場合の支店等であって、建設工事には全く無関係なもの

○海外に設置されている支店等

なお、中央公契連統一様式又は同様の記載内容であって、独自様式により作成されたものに本店が含まれている場合は、そのまま提出いただいてもかまいません。

Q-7 申請書類等をどのように綴じればいいですか。

A-7 「八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト」で提出する申請書類等をチェックし、当該チェックリストを申請書類等の鑑として必ず添付のうえ、散逸しないようにA4判無色のクリアホルダにはさみ込んで提出してください。（クリップで綴じる必要はありません。）

Q-8 資格の認定を受けた後、認定された工事種別以外の新たな工事種別を追加できますか。

A-8 令和4・5年度の資格審査で認定された工事種別以外の新たな工事種別を追加したいときは、中間審査（令和5年2月頃を予定）で新たな工事種別の追加申請をしていただくこととなりますので、資格審査の申請にあたっては、申請する工事種別についてご注意ください。

Q-9 資格審査の受付期間終了後に代表者を変更する予定があるが、その際の手続きはどうすればよいですか。

A-9 令和4・5年度資格審査の申請書類等は、申請日現在の申請者情報を記載してください。その後、登記事項等の変更手続きが終わりましたら、速やかに変更届を提出してください。（申請要領「10 申請書類等提出後の変更等」参照）

Q-10 登記事項証明書に記載されている本店所在地と、主たる営業所（本社）の所在地が異なるのですが、申請書類等にはどちらの所在地を記載すればよいですか。

A-10 申請書類等には主たる営業所（本社）の所在地を記載してください。

Q-11 市外業者ですが、八戸市税の納税証明書については提出する必要がありますか。

A-11 市外業者で八戸市内に支店等がある場合であって、当市に法人開設届出書を提出している市外業者は、「八戸市税の滞納がないことの証明書」を提出してください。
なお、他の市区町村の納税証明書の提出は必要ありません。

Q-12 市内建設業者ですが、主観的評価項目の継続教育に係る学習プログラムの受講に関する事項の提出書類について、講習の修了通知書を提出書類とすることはできますか。

A-12 講習の修了通知書では受理できません。
各団体が発行する学習履歴証明書等を提出してください。

Q-13 市内電気工事業者ですが、「2級建設機械施工技士」の資格保有者がいます。

「技術職員一覧表（建設工事）（工事第8号様式）」に資格の記載及び資格証明書の提出は必要ですか。

A-13 「技術職員一覧表（建設工事）（工事第8号様式）」は、資格審査の基準日現在において所属する職員が保有する資格を記載してください。

ただし、2級土木施工管理技士の種別のうち「鋼構造物塗装」及び「薬液注入」、2級建築施工管理技士の種別のうち「躯体」及び「仕上げ」は有資格者として認めません。

資格証明書は、土木工事、建築工事、舗装工事の競争入札の参加を希望するときのみ、それぞれの資格証明書を提出してください。

Q-14 市内建設業者ですが、舗装施工管理技術者の資格証明書について、合格通知書を提出書類とする

ことはできますか。

A-14 合格通知書では受理できません。

有効期限内の資格者証（カード）の写しを提出してください。

Q-15 電子入札システムの「利用者情報」に登録されている内容が異なるのですが、どのようにすればよいですか。

A-15 当市の事務処理の都合上、資格審査や変更届で提出された申請者情報の電子入札システムへの反映に時間を要する場合があります。入札への参加には影響はありませんのでご了承ください。